

竹原市指定ごみ袋取扱店マニュアル

本市では、令和3年10月から「家庭ごみの有料化」を導入いたしました。この資料は、「竹原市指定ごみ袋交付事務委託契約書」及び「竹原市指定ごみ袋交付事務委託仕様書」に基づく指定ごみ袋交付事務の内容を説明したものです。

1. 指定ごみ袋交付事務について

市民へ指定ごみ袋を交付する業務について小売店等と「竹原市指定ごみ袋交付事務委託契約」を締結します。

(1) 委託業務の内容

- ① 指定ごみ袋の交付*及び金銭の收受
※ 交付とは、指定ごみ袋を市民へ販売することをいいます。
- ② 指定ごみ袋の適正な保管及び管理
- ③ 報告書類等の作成及び提出

(2) 委託料（販売委託料）

- 指定ごみ袋1セット当たり 20 円（消費税及び地方消費税を含む。）とします。

2. 委託期間

委託期間：契約日から直近の3月31日まで

ただし、委託期間満了の1か月前までに、意思表示がない場合には更に1年更新することとし、その後も同様とします。

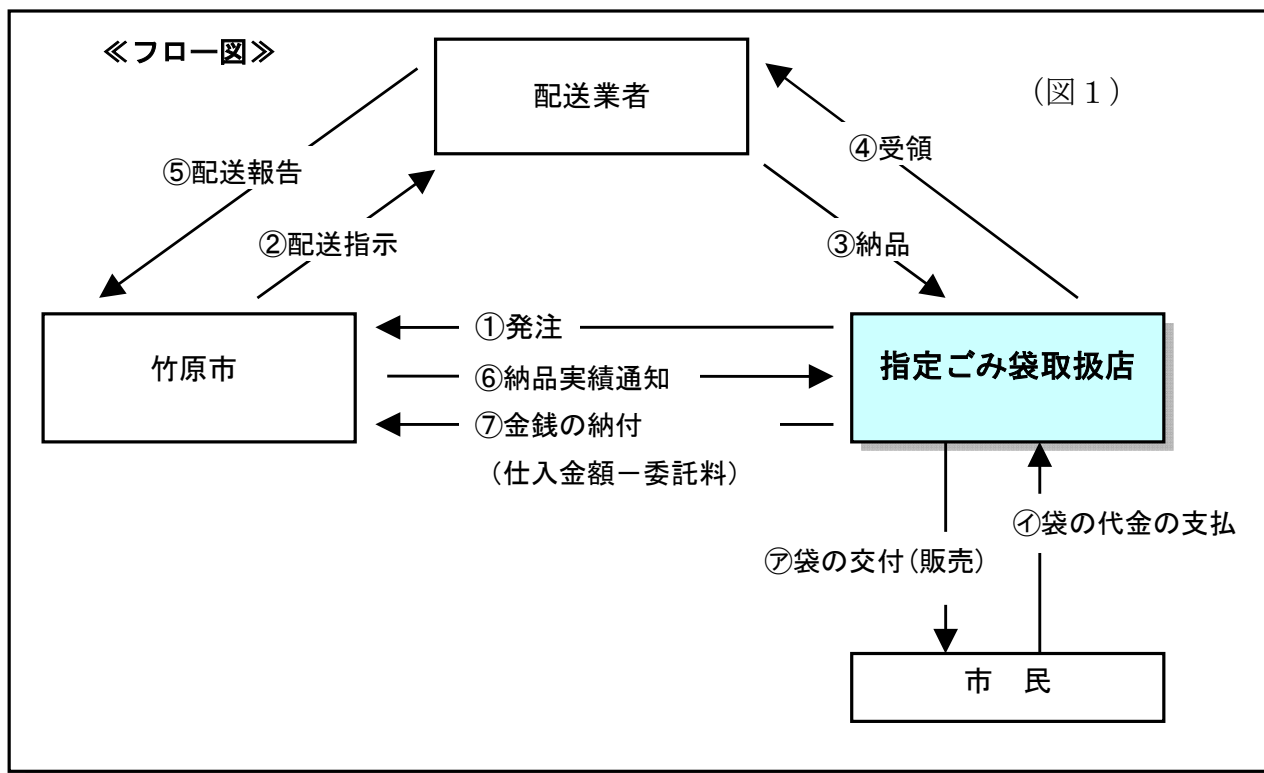
3. 指定ごみ袋の種類及び交付（販売）金額等

指定ごみ袋の種類及び交付（販売）金額等については次のとおりです。（非課税）

種類	色	容量	交付(販売)単位	1セット当たりの交付(販売)金額	発注単位	1箱当たりの仕入金額
可燃ごみ用 指定ごみ袋	黄色	大(40ℓ)	1セット (10枚)	400円/1セット	1箱 (50セット)	20,000円/1箱
		中(20ℓ)		200円/1セット		10,000円/1箱
		小(10ℓ)		100円/1セット		5,000円/1箱
不燃ごみ用 指定ごみ袋	白色	大(40ℓ)		200円/1セット		10,000円/1箱
		中(20ℓ)		100円/1セット		5,000円/1箱
		小(10ℓ)		50円/1セット		2,500円/1箱

- ※ 可燃ごみ用指定ごみ袋(黄色)は、もやせる物、有害ごみ用です。
- ※ 不燃ごみ用指定ごみ袋(白色)は、リサイクルする物用です。
- ※ 資源物と粗大ごみは指定ごみ袋の対象外です。

4. 指定ごみ袋取扱店関連事務の流れ



(1) 発注 (図1 : ①)

- 取扱店から竹原市へ発注してください。
- 発注方法： 「竹原市指定ごみ袋発注書・納品書・受領書」(様式3)を竹原市市民課生活環境係へ提出してください。その際、取扱店印を押印してください。ただし、電子メールで発注する場合、発注欄については取扱店印に代えて、担当者名を入力してください。
- 提出方法： 持参，電子メール，FAX
 なお，電子メールとFAXの場合，送信後，到着確認の連絡をしてください。

【発注先】
 竹原市市民課生活環境係
 TEL : 0846-22-2279
 FAX : 0846-22-2280
 E-mail : shimin@city.takehara.lg.jp

- 発注単位： 1箱 (50セット) 単位
 初回発注は，指定ごみ袋6種類の全てを発注してください。
- 発注日時： 竹原市の休日を定める条例 (平成元年竹原市条例第18号) 第1条第1項各号で定める日以外の日 (以下「開庁日」という。) の8時30分から17時15分まで竹原市市民課生活環境係にて受け付けます。

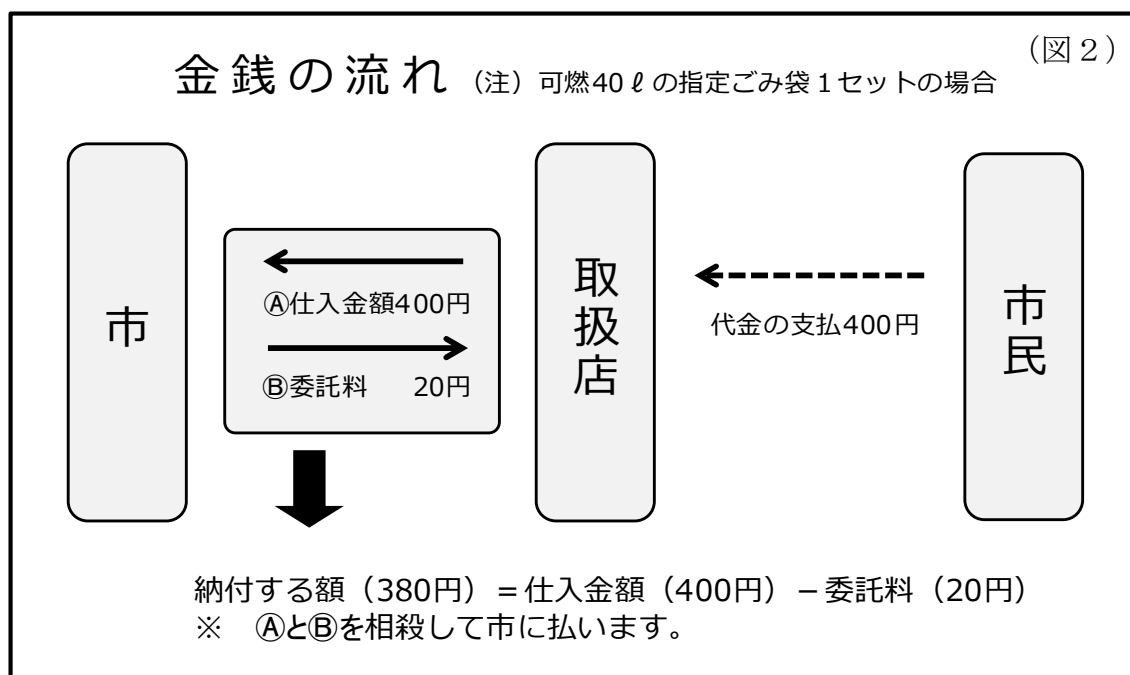
(2) 納品 (図1 : ②~⑤)

- 納品は、火曜日の午前11時（火曜日が祝日等の場合は、その前の開庁日の17時15分）までに発注されたものについて、その週の金曜日までに、金曜日が祝日等の場合、納品は当該祝日以降の直近の開庁日までに行います。
- 配送は市が委託した業者が行います。
その際「竹原市指定ごみ袋発注書・納品書・受領書」（様式3）を2部受け取り、1部を受領書として受領欄に押印の上、配送業者に渡し、1部を納品書として保管してください。なお、受領印は会社印、店舗印、受領者の個人印などで対応してください。
- 受領の際は、種類、数量を確認してください。
- 納品された指定ごみ袋は、原則、市に返品することはできません。

(3) 指定ごみ袋の交付（販売）(図1 : ㉗・㉘)

- 1枚ずつの交付（販売）はせず、必ず1セット（10枚）単位で行ってください。
- 交付（販売）金額は「2. 指定ごみ袋の種類及び交付（販売）金額等」のとおりです。
- 指定ごみ袋の1セット当たりの交付（販売）金額は、消費税及び地方消費税込みの金額となっていますので注意してください。

(4) 金銭の納付 (図1 : ⑥・⑦)



- 指定ごみ袋の仕入金額及び委託料の額は、月ごとに集計した納品数から算出した額とします。
- 竹原市に納付する額は、仕入金額から委託料を差し引いた金額です。
$$\text{納付する額} = \text{仕入金額} - \text{委託料}$$
- 納付する額を「指定ごみ袋納品実績通知書（以下「実績通知書」という。）（様式4）」により、翌月15日までに通知しますので、その月の末日までに市が指定する金融機関（※）に一括納付してください。なお、口座振替はできません。
※ 指定する金融機関・・・広島銀行、もみじ銀行、中国銀行、呉信用金庫、中国労働金庫、広島市信用組合、三原農協、中国地方のゆうちょ銀行・郵便局
- 実績通知書には、前月納品数を記載しておりますので、納品書（様式3）で納品数を確認してください。

【納付する額の計算例】

可燃ごみ用指定ごみ袋 40ℓ を 2 箱…①
 " 20ℓ を 1 箱…②
 不燃ごみ用指定ごみ袋 10ℓ を 1 箱…③ } を発注した場合

(様式4)

記入例

指定ごみ袋納品実績通知書

(令和3年11月分)

令和3年11月15日

株式会社 竹原太郎商店 様

指定ごみ袋の納品数に基づく納付額は、次のとおりです。

1. 交付金額

種類		当月納品数① (1箱50セット入り)	単価(税込み)③ (1箱50セット入り)	交付金額 ④=①×③
指定 ごみ袋	可燃用指定ごみ袋 〔もやせる物用 有害ごみ用〕	40ℓ	2 箱	20,000 円
		20ℓ	1 箱	10,000 円
		10ℓ	0 箱	5,000 円
	不燃ごみ用指定ごみ袋 〔リサイクルする物用〕	40ℓ	0 箱	10,000 円
		20ℓ	0 箱	5,000 円
		10ℓ	1 箱	2,500 円
合計		4 箱 ②		52,500 円

2. 委託料を差し引いて実際に納付する額

交付金額 ④	52,500 円 ①
委託料 ⑤=②×1,000円(1箱50セット×20円)	4000 円 ②
実際に納付する額 ⑥=④-⑤	48,500 円 ③

3. 納期限

令和 3 年 12 月 30 日 (木)

(5) 不良品対応

- 製造業者の製造過程又は配送業者の配送過程における汚れや破損により、市民へ交付（販売）することが不都合な指定ごみ袋については、竹原市市民課生活環境係にて良品と交換します。
- 穴あき、破損など不良品と判断できる指定ごみ袋が、市民から持ち込みがあった場合、原則レシートの提示を求め、その場で回収し、良品と交換してください。
市民から1枚単位で不良品の持ち込みがあった場合、取扱店で新品の封を開け、持ち込まれた枚数分だけ交換してください。持ち込まれた不良品分と封を開けて残った分を合わせて竹原市市民課生活環境係にて月ごとに1セット単位で良品と交換します。

5. 指定ごみ袋の交付（販売）にあたっての注意事項

- 指定ごみ袋取扱店を示す証票を店舗入口のよく見える場所に掲示してください。
- 指定ごみ袋について、値引き販売や無料配布及びポイントカードにポイントを付与すること等を行わないでください。
- 欠品が生じないよう納品数・交付（販売）数・在庫数等を管理してください。
- 納品後の指定ごみ袋の破損、汚損、盗難、紛失等は取扱店の責任で対応していただくこととなりますので、適正に保管してください。

6. 指定ごみ袋取扱店について

(1) 取扱店の資格

取扱店になるためには、次の①から⑤までの全ての条件を満たす必要があります。

- ① 6種類全ての指定ごみ袋を取り扱うこと。
- ② 本市が実施する指定ごみ袋制度の趣旨を理解し、協力すること。
- ③ 金銭及び指定ごみ袋の適正な管理ができること。
- ④ 暴力団の関係者でないこと。
- ⑤ 市税に滞納がないこと。

(2) 取扱店の解除

次の場合には、取扱店契約を解除します。（契約書に次の解除条件を記載します。）

- 契約書に違反したとき。
- 委託業務の実施につき、不正の行為があったとき。
- 正当な理由なくして市への納付を2ヶ月以上滞納したとき。
- 破産者となったとき。
- 市が行う調査の実施に当たり、その職務を妨害したとき。
- 正当な理由がないのに市の指示に従わないとき。
- 市税を滞納したとき。
- 暴力団の関係者であることが判明したとき。

7. 竹原市への協力について

次のことについて協力をお願いします。

- 竹原市が行う立入調査等。

8. 市へ納付した額の還付について

次の場合、市へ納付した額について還付を行います。

「指定ごみ袋納付金額還付請求書（様式6）」により請求してください。

- 指定ごみ袋の交付（販売）を取り止めたとき。
- 取扱店の解除をされたとき。

9. 交付事務委託契約を締結する際に必要な提出書類

「竹原市指定ごみ袋取扱店申請書（様式1）」を竹原市市民課生活環境係へ提出してください。

10. 取扱店決定の通知

提出された書類を審査し、契約を締結する小売店等には、「竹原市指定ごみ袋取扱店決定通知書（様式2）」及び契約書2部を送付いたしますので、契約書1部を返送してください。なお、契約を締結することができない小売店等には、その旨を書面にて通知します。

11. 取扱店の変更・廃止について

決定通知の内容に変更がある場合及び取扱店を廃止する場合には、「竹原市指定ごみ袋取扱店変更・廃止届（様式5）」を提出してください。

12. その他の留意事項

(1) JANコード

指定ごみ袋の外袋には、バーコード（JANコード）が表示されていますので、POSシステムを導入している取扱店は、読み取り設定を行うことが可能です。

No.	商品名	JANコード	商品アイテムコード	チェックデジット
1	可燃ごみ用指定ごみ袋 40ℓ	458967995	340	5
2	可燃ごみ用指定ごみ袋 20ℓ	458967995	320	7
3	可燃ごみ用指定ごみ袋 10ℓ	458967995	310	8
4	不燃ごみ用指定ごみ袋 40ℓ	458967995	440	2
5	不燃ごみ用指定ごみ袋 20ℓ	458967995	420	4
6	不燃ごみ用指定ごみ袋 10ℓ	458967995	410	5

(2) 指定ごみ袋の1セットの大きさ及び段ボール箱の大きさ

(目安ですので実際は異なる場合があります。)

指定ごみ袋1セットの大きさ (1セット10枚入りの平織りタイプ)

可燃ごみ用指定ごみ袋 400	縦 300mm×横 250mm
可燃ごみ用指定ごみ袋 200	縦 260mm×横 220mm
可燃ごみ用指定ごみ袋 100	縦 230mm×横 200mm
不燃ごみ用指定ごみ袋 400	縦 300mm×横 250mm
不燃ごみ用指定ごみ袋 200	縦 260mm×横 220mm
不燃ごみ用指定ごみ袋 100	縦 230mm×横 200mm

段ボール箱 (50セット入り)

可燃ごみ用指定ごみ袋 400	縦 290mm×横 480mm×高さ 230mm
可燃ごみ用指定ごみ袋 200	縦 210mm×横 420mm×高さ 200mm
可燃ごみ用指定ごみ袋 100	縦 200mm×横 310mm×高さ 200mm
不燃ごみ用指定ごみ袋 400	縦 290mm×横 480mm×高さ 190mm
不燃ごみ用指定ごみ袋 200	縦 210mm×横 420mm×高さ 180mm
不燃ごみ用指定ごみ袋 100	縦 200mm×横 310mm×高さ 170mm

(3) その他

- 指定ごみ袋の交付(販売)に関しては、国税等の課税対象となる場合がありますので、ご不明な点がございましたら、竹原税務署 (TEL 0846-22-0485) にてご確認ください。
- 指定ごみ袋に関する市民からの問い合わせについて、回答できないときは竹原市市民課生活環境係に問い合わせるよう説明してください。

13. 申込先・問い合わせ先

〒725-8666 竹原市中央五丁目1番35号

竹原市市民福祉部市民課生活環境係

TEL : 0846-22-2279

FAX : 0846-22-2280

E-mail : shimin@city.takehara.lg.jp